

## 1 人権感覚育成のための基本的な考え方について

### (1) 人権とは

人権は、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」と定義されます(平成11年人権擁護推進審議会答申)。つまり、人権とは、一人一人の生命や自由・平等を保障し、日常生活を支えている大切な権利であり、誰もが自分らしく幸せに生きることを追求し、実現するためにもっているものです。

人は、社会の中で多くの他者と関わりをもって生きています。人権は誰にも侵すことのできない権利である以上、お互いが認め合い、思いやることが大切です。

○人権擁護推進審議会答申(平成11年7月29日)

「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利—それが人権である。」

○人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月15日)

「人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。」

### (2) 人権教育とは

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年法律第147号)では、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」(第2条)をいうものであるとしています。

人権教育を進めるにあたっては、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれが、互いの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図って実施することが必要です。

また、国連総会の「人権教育のための世界計画」決議(平成16年12月10日無投票採択)では、人権教育は、「すべての者が他者への尊厳に対する寛容及び尊重並びに、すべての社会においてかかる尊重を確保する手段及び方法を学ぶための長期かつ生涯的プロセス」とされています。さらに人権教育は、「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的その他の意見、国民的若しくは社会的出自、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別又は区別もなしに、すべての者が評価され及び尊重される社会を発展させる」とされています。

### (3) 人権教育の目標とは

人権教育の目標は、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動」がとれるようになることです。

そして、この人権教育の目標を実現するためには、次の3点が必要とされています。

- (ア) 人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化すること
- (イ) 人権がもつ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成すること
- (ウ) 知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そして、その意欲や態度を実際の行為に結び付ける実践力や行動力を育成すること

### (4) 人権教育を通じて育てたい資質・能力とは

#### 人権についての知識・理解（知識的側面）

自他の人権を尊重したり、人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識。人権に関する知的理解に深く関わるもの。

（例）

- ・自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識
- ・人権の歴史や現状についての知識、国内法や国際法等々に関する知識
- ・自他の人権を擁護し人権侵害を予防したり解決したりするための必要な実践的知識 等

#### 行動に結び付けるための価値・態度（価値的・態度的側面）

人権に関する知識や人権擁護に必要な諸技能を人権実現のための実践行動に結び付けるための価値や態度。人権感覚に深く関わるもの。

（例）

- ・生命尊重、人間の尊厳の尊重、自他の人権の尊重、多様性に対する肯定的評価
- ・責任感、正義や自由の実現のために活動しようとする意欲 等

#### 行動に結び付けるための技能（技能的側面）

人権の本質やその重要性を客観的な知識として身に付けるだけでなく、その内容を直感的に感受し、共感的に受けとめ、実践行動に結び付けるための諸技能。人権感覚に深く関わるもの。

（例）

- ・コミュニケーション技能、合理的・分析的に思考する技能
- ・偏見や差別を見きわめる技能、相違を認めて受容できる技能
- ・協力的・建設的に問題解決に取り組む技能、責任を負う技能 等

## (5) 人権感覚とは

(「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」(平成20年3月)より抜粋)

人権感覚とは、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚。人権感覚が知的認識とも結びついて、問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や態度になり、自分の人権とともに他者の人権を守るような実践行動に連なる。

人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育。

- ①人権が実現されている状態を感知して、望ましいものとするような価値志向的な感覚
- ②人権が侵害されている状態を感知して、許せないとするような価値志向的な感覚
- ③「価値志向的な感覚」とは、人間にとって重要な価値である人権が守られることを肯定し、それが侵害されることを否定するという意味で、まさに人間的な価値を志向し、価値に向かう感覚

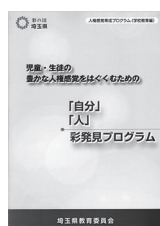
## (6) 人権感覚育成プログラムとは

人権教育の推進には、人権に関する知的理解を深めるとともに、人権問題を直感的にとらえる感性や、人権への配慮が具体的な態度や行動につながる人権感覚が十分身に付くようにしていくことが重要です。

そこで本県では、体験活動や参加体験型の活動の中で、児童生徒が自分で考え、感じ、行動することを通して、人権感覚を育成していく「人権感覚育成プログラム(学校教育編)」を平成19年度に作成しました。

このプログラムは、「自己尊重の感情」や「生命尊重」、「コミュニケーション能力」等、人権感覚の育成に必要と考えられる九つの視点を設け、児童生徒が発達の段階に即して、各教科等の中で計画的、系統的に学習できるよう構成されています。また、このような人権教育の内容とアクティビティーによる能動的な学習は、平成29年3月告示の学習指導要領で、授業改善の取組を活性化していく視点として位置付けられた「主体的・対話的で深い学び」を真に実現する学習につながります。

なお、平成20年度に保護者や地域住民の人権感覚を育むことを目的とした「人権感覚育成プログラム(社会教育編)」を、さらに平成24年度には、「教科の中でも活用できるプログラムを」という教職員の要望に応えるものとして「人権感覚育成プログラム増補版(学校教育編)」を作成してきました。



(学校教育編)



(社会教育編)



(増補版)